

米とイランが合意した戦争終結にむけた覚書

中東のメディア「アル・アラビーヤ英語版」は6月17日、19日に米国とイランで署名される見込みの14項目合意のコピーを入手した。全文は以下の通り。

[Al Arabiya English obtains 14-point draft of US-Iran Memorandum of Understanding](#)

1. イラン・イスラム共和国およびアメリカ合衆国は、現在の戦争における同盟国とともに、この覚書の署名と同時に、レバノンを含むすべての戦線での戦争を即時かつ恒久的に終結することを宣言する。また今後互いにいかなる敵対的行動を取らず、互いに脅しや武力行使を控えることを約束する。最終合意は本条文および残りの条文の規定を確認するものとなる。
2. イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、互いの主権および領土保全を尊重し、互いの内政に干渉しないことを約束する。
3. イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、相互合意により延長可能な最大60日以内に交渉し最終合意に達することを約束する。
4. 本覚書の署名直後、アメリカ合衆国は海上封鎖を解除し、イラン・イスラム共和国に対する干渉や妨害を防止し、最大30日以内に航路を最大能力に回復する。船舶の交通量は、戦前のイラン・イスラム共和国の交通量に比例するものとする。米国はまた、最終合意後30日以内に周辺地域からの部隊撤退を約束する。
5. 本覚書に署名後、イラン・イスラム共和国は直ちにペルシャ湾からオマーン海への商船の移動を戦前の規模に30日以内に再開する措置を講じる。これは、イランによる技術的障害の除去と機雷の無力化の必要性を考慮しつつおこなう。

6. 米国は地域のパートナーと共に、イラン・イスラム共和国の復興と経済発展のために両当事者が合意した包括的な計画を作成することを約束し、少なくとも 3,000 億ドルの資金調達を確保する。この計画の実施メカニズムは最終合意の一環として、60 日以内に策定される予定である。

7. 米国は、最終合意の一環として合意される予定のスケジュールに基づき、国連安全保障理事会および国際原子力機関(IAEA)理事会の決議を含むイラン・イスラム共和国が現在直面しているあらゆる種類の制裁を終了することを約束する。これには、一次および二次的な米国の一方的な制裁も含まれる。

8. イラン・イスラム共和国は、決して核兵器を製造しないことを改めて表明する。イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、濃縮物質の処遇、およびイランの核需要を含む、双方が合意するその他すべての核関連事項の扱いについて、最終合意の中で適切に取り扱われることで合意している。最終合意は、本条の規定を確認するものとする。

9. イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、最終合意が成立するまで現状維持で合意した。イランは核計画の現状を維持し、米国はイランに対して新たな制裁を課したり、地域での勢力を強化したりしない。

10. アメリカ合衆国は、本覚書の署名直後から制裁解除の日までの間、イラン産原油、石油化学製品およびその誘導品の輸出、ならびに銀行、保険、輸送その他これらに関連するすべてのサービスについて、米国財務省が免除措置(ウェイバー)を発行することを約束する。

11. 米国は、最終合意に向けた交渉の進展に基づき、イラン・イスラム共和国の凍結または制限された資金および資産を解放し、完全に利用可能にすることを約束する。これらの資金は、マスター口座に保管されているか移管されたかにかかわらず、イラン中央銀行が決定する最終受益者支払いに使用され、完全に使用可能となる。米国はこの条件に基づき、必要なすべての許可および許可証を発行することを約束する。

12. イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、最終合意の円滑な履行および将来の履行義務の確保を監督するための実施メカニズムを設置することで合意する。

13. 本覚書の署名後、および本覚書第 4 条、第 5 条、第 10 条、第 11 条の実施開始およびこれらの措置の継続実施に関する保証を受け取った後、イラン・イスラム共和国とアメリカ合衆国は、残りの条項に関してのみ最終合意の交渉に入る。

14. 最終合意は国連安全保障理事会の拘束力のある決議によって承認される。

(以上)

【翻訳チェック 田中靖宏】